

条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十一号

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成二十四年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号ロ中「、同条第三項の書類及び同条第四項」を「及び同条第三項」に改める。

第十条第五項中「第十二条第六項」を「第十二条第五項」に改める。

第十二条第二項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「若しくは第三項の書類」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十三条第二項中「又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うとき」及び「又は第四項」を削る。

第十四条中「若しくは第四項の書類」を削り、「三年間」を「五年間」に改める。

第十八条第二項第三号中「第十二条第五項」を「第十二条第四項」に改め、同項第四号中「第十二条第六項」を「第十二条第五項」に改め、同項第五号中「から第四項まで」を「若しくは第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（役員報酬規程等に関する経過措置）

2 改正後の第十二条第二項及び第十四条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号までに掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る改正前の第十二条第二項第二号から第四号までに掲げる書類については、なお従前の例による。

（助成金の支給に係る書類に関する経過措置）

3 改正後の第十二条第三項及び第十四条の規定は、施行日以後に行われる助成金

の支給に係る同項の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る改正前の第十二条第三項の書類については、なお従前の例による。

(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例(平成二十五年埼玉県条例第三十六号)の規定により指定を受けている特定非営利活動法人(以下この項及び次項において「指定特定非営利活動法人」という。)による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る改正前の第十二条第四項の書類の作成、当該指定特定非営利活動法人の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の提出並びに当該書類の埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則(平成二十四年埼玉県規則第七十六号)第二十五条に規定する場所における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における指定特定非営利活動法人に係る改正前の第十六条から第十八条までの規定の適用については、なお従前の例による。